

意見1 県道藤沢厚木線（寿町通り）の整備について			
分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
道路・交通関連	<p>(1) 弁天自治会長</p> <p>■寿町通りは、歩道が未整備でありバスを始め交通量が多いので、歩行者にとって大変危険な状況が続いている。特に、道路西側の側溝蓋の損傷が激しく、凸凹している箇所が多くあり、今後、陥没する危険性もある。</p> <p>拡幅により歩道を整備するには、用地取得が難しいこともあり、時間が掛かることは承知しているが、まずは、歩行者が安全に通行できるように対策してほしい。</p> <p>また、当該道路について、県の道路計画に位置付けられていると伺っているが、現在の進捗状況を教えてほしい。</p>	<p>【道路部長】</p> <p>■御意見のとおり、寿町通りは場所によって側溝蓋の損傷が激しい箇所が見受けられ、歩行者の安全を確保する必要があるため、神奈川県に対して既に整備の要望を出しています。引き続き、整備の必要性を説明し、速やかな対応をお願いしていきます。</p> <p>また、当該道路は商業地域にあることから、拡幅整備に当たっては、市と連携を図りながら行っていきたくと県から伺っています。</p>	<p>【道路部】道路管理課</p> <p>■寿町通りについては、道路部長の回答したとおりの状況であると認識しています。</p> <p>このようなことから、本市としては機会を捉えて、道路管理者である神奈川県に対し、粘り強く整備の要望をしたところ、平成28年3月改定の「かながわみちづくり計画」において「整備を検討すべき路線」として位置づけられるところまで進みました。</p> <p>今後とも、目に見える整備ができるよう、要望してまいります。</p> <p>◀中間報告以降の状況等▶</p> <p>■引き続き、県に対して早期整備が実現するよう、要望していきます。</p>
	<p>(2) 弁天自治会長</p> <p>■寿町通りの交差点3箇所のうち、横断歩道が1つしかないため、歩行者が横断歩道のない場所を渡る危険な状況が見受けられる。</p> <p>また、大型車両の通行に関して、同じ道路に矛盾する標識が出ているので確認してほしい。</p>	<p>【協働安全部長】</p> <p>■現場を確認し、横断歩道の設置について警察と協議します。大型車両の通行可否についても同様に対応します。</p>	<p>【協働安全部】交通安全課</p> <p>■道路交通法の規制に関することは、県公安委員会の所管であり、その窓口は厚木警察署です。</p> <p>厚木警察署に意見を伝えたところ、次のとおり回答がありました。</p> <p>横断歩道の設置に関しては、当該路線には中町交差点、寿町交差点、元町交差点と約150mから200mの間隔で信号交差点が既設されており、横断歩道も設置されています。</p> <p>交通の安全と円滑を図るため、信号機や横断歩道には設置間隔が定められており、また、歩行者も付近の横断歩道を利用しなければならないとされていることから、他の交差点に横断歩道を新設することは困難です。</p> <p>次に寿町通りの標識について現地を確認したところ、元町交差点から寿町通りへは、大型車は指定方向外進行禁止の規制がかけられているため、進入が禁止されています。</p> <p>しかしながら、寿町通りに接続する道路から大型車が進入するケースが考えられるため、道中においても大型車には直進のみの指定方向外進行禁止の規制を設けています。</p> <p>◀中間報告以降の状況等▶</p> <p>■12月18日に厚木警察署の見解を自治会長に説明し、了承を得ています。</p>

意見2 狭あい道路の解消及び空き地・空き家対策について			
分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
まちづくり関連	<p>(1) 元町自治会長</p> <p>■元町地区は、住宅が密集しており、道路幅員が狭く、緊急車両の進入が難しい箇所が多くある。また、空き家も増えてきているため、空き地や空き家を買収して、車のすれ違いがしやすくなるよう道路を拡幅してほしい。</p> <p>また、当地区の北東部には、地震の際の一時避難所となる広場等がないため、買収した土地を活用して地域住民の交流の場として公園等の整備はできないか。</p>	<p>【まちづくり計画部長】</p> <p>■空き家対策の取組として、空き家の予防・解消・活用の3つがあります。市では、空き家が解体されない原因として、解体に掛かる費用であると考えていますので、平成29年から最高で50万円の補助を行い、空き家の解体を促進しています。</p> <p>解体後の土地については、公用地として買収ができれば、道路の拡幅を含め様々な用途で活用することができると考えています。</p>	<p>【まちづくり計画部】住宅課</p> <p>■空き家は所有する方の財産であり、財産の活用方法についてはそれぞれの考えがあります。老朽化し近隣に影響を及ぼす空き家については、解体に係る費用に補助金を交付し、安心安全なまちづくりに取り組んでおります。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p> <p>【道路部】道路整備課</p> <p>■空き家解体後の土地が公用地として取得された場合、関係課及び地域等と調整し、路線全体の整備を含め検討をしていきます。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p> <p>【都市整備部】公園緑地課</p> <p>■公園の配置計画については、「厚木市緑の基本計画」において、市街化区域を中心に、街区公園である身近な公園を、誘致距離半径250mの範囲で面的に整備するとともに、近隣公園や地区公園についても、各地区（8地区）1箇所を目標に偏りのないように設置し、厚木市都市公園条例で定めている、市全域内に対して10㎡/人以上、市街化区域内に対して8㎡/人以上を目標としています。</p> <p>厚木北地区での公園の必要性については十分に認識していますが、公園用地を確保することについては、非常に難しい部分もあります。</p> <p>今後については、地域の皆様からも御意見を伺いながら、有効な土地活用を検討をしたいと考えています。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>
	<p>(2) 元町自治会長</p> <p>■空き地に草が生い茂っている土地があり、消防から所有者に話をしてもらったが、所有者が一向に伐採してくれない。</p> <p>このような場合は、どこに相談すれば良いか。</p>	<p>【まちづくり計画部長】</p> <p>■空き家の草刈りについては、基本的には所有者にやってもらうものだと考えています。</p> <p>また、道路にはみ出して歩行者に危険を及ぼしている状況であれば、市から所有者に許可を得た上で伐採することができます。</p>	<p>【まちづくり計画部】住宅課</p> <p>■空き地につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法（空家法）の対象外となるため、所有者に対し空家法に基づく助言指導はできませんが、他の法律で対応可能な場合もありますので、御相談ください。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>
	<p>(3) 元町自治会長</p> <p>■元町地区にある空き地の所有者は高齢者が多く、草を刈るにしても体力的に一人では難しい。</p> <p>そこで、若い役員と協力して高齢者宅の草刈りを手伝うことがあるが、仕事が休みの日曜日だと環境センターも休みなので刈った草の処分が困る。いつまでも置いておくこともできないので、町内で協力して草刈りをした場合、市のほうで回収してもらえないか。</p>	<p>【市長】</p> <p>■状況にもよるが、回収がすぐにできる日もあれば、数日要する日もあると思いますので、担当部署に確認します。</p>	<p>【循環型社会推進担当】環境事業課</p> <p>■せん定枝等の回収については、市の委託業者に直接依頼、または担当部署に御相談していただければ回収できることを説明し、了解を得ています。</p> <p>なお、回収までに3日程度要することも説明し、了解を得ています。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告時点で対応済みです。</p>
	<p>(4) 元町自治会長</p> <p>■空き地や空き家を買収して、車両のすれ違いや地域住民の交流の場として活用していくということを、総合計画の地区計画に盛り込むことは可能か。</p>	<p>【政策部長】</p> <p>■総合計画の中では、それぞれの地区に分けて計画を策定しますが、計画の策定に当たっては、各地区における実情や課題等を伺い、計画に盛り込んでいくことを考えています。</p>	<p>【政策部】企画政策課</p> <p>■次期総合計画については、市民検討会議や住民ワークショップなど、様々な市民協働により策定を進めているところですが、地区別計画の策定に当たっては、今後、意見交換会の開催などを通して、地域の皆様の御意見を伺いながら、検討していきます。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>

意見3 自治会館のエアコン設置補助について			
分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
自治会活動関連	<p>(1) 東町自治会長</p> <p>■ 昨年の8月頃から、自治会館のエアコンの調子が悪くなった。新しいエアコンに交換するため、地域集会所建設費等補助金の申請をしたが、以前は許可が下りたのに今回は許可が下りなかった。</p> <p>理由として、「天井埋め込み式は設備で補助対象となるが、壁掛け式は備品扱いで対象とならない」とのこと。</p> <p>なぜそのような分類の違いで対象外となるのか。小規模な自治会館では、埋め込み式は大きすぎるので壁掛け式しか選択肢はない。地域の集まりや行事を行う地域の拠点である自治会館への補助が減らされるというのは疑問に感じる。エアコンは必需品と考えるのに補助が出ないというのは納得できない。従来の補助金に変わるものはできないのか。</p> <p>また、自治会には大小があり、200人に満たない自治会では、必要な金を積み立てるとするのは厳しいのではないか。決まりはあるだろうが人数が少ない自治会にも何かしら協力してほしい。</p>	<p>【協働安全部長】</p> <p>■ 地域集会所建設費等補助金では、備品・消耗品は補助の対象外となっています。なぜ許可が下りなかったかというと、平成27年度の市の監査において、エアコンや冷蔵庫、ガス台などは税制上でも備品であるという指摘があったため、補助の対象外となった経緯があります。</p> <p>監査からの指摘を受けて、平成28年7月に各自治会に連絡をし、2年間の経過措置期間を設けた上で、平成30年度から補助の対象外としています。</p> <p>【協働安全部長】</p> <p>■ 地域集会所補助金以外にも自治会活動補助金などがありますので、余剰金を積み立てていただく方法があります。</p> <p>【市長】</p> <p>■ 市としても地域の拠点づくりという考えの下補助を行ってきましたが、指摘を受けた以上改善する必要があります。</p> <p>しかしながら、エアコンは必需品であると認識していますので、代替の措置については、今後検討する必要があります。</p> <p>【副市長】</p> <p>■ 地域集会所建設費等補助金では、壁掛け式のエアコンに補助を出すことはできません。</p> <p>人数が少ない自治会への補助については、何ができるか検討していきます。</p> <p>【市長】</p> <p>■ 自治会長の考え方が、時代と共に変化してきていますので、市も対応していく必要があると感じています。</p> <p>皆様からいただいた課題に対して、ひとつずつ解決できるよう、市としても取り組んでいきます。</p>	<p>【協働安全部】 市民協働推進課</p> <p>■ 地域集会所建設費等補助金については、自治会の負担が高額となる主に建物にかかる経費を対象としており、備品については、比較的廉価で購入できるため補助の対象外となっていますので、購入の際は各種補助金等の活用をお願いします。</p> <p>また、地域集会所建設費等補助金交付要綱を見直し、補助対象や対象外経費について分かりづらい表現等は、改善していきます。</p> <p>なお、自治会については、規模や地域性等により様々な課題があると思いますが、課題解決のため工夫をしている地域もありますので、そのような地域の情報を共有していきたいと考えています。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■ 中間報告以降においても変更等はありません。</p>

意見4 道路の生垣の除草と地区内グラウンドの雑草について			
分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
道路・交通関連	<p>(1) 松枝自治会長</p> <p>■ 厚木中学校から市立病院前のバス停までの道路の生垣が伸びているので対応してほしい。</p>	<p>【道路部長】</p> <p>■ 年に1回、除草作業をしているが、通行に支障が出るときは、緊急的に対応しています。管理する全ての市道にある植栽を年に2~3回は剪定できればと考えていますが、道路の数が多いため、草刈りの手数料を渡して管理してもらう方法や市が里親となる団体に草花を提供し管理してもらう道路里親制度といった様々な方法で対応しています。</p>	<p>【道路部】 道路維持課</p> <p>■ 中央公園西側交差点から市立病院前のバス停までの道路植栽については、7月下旬に高木、低木の剪定及び除草作業を委託業者において実施しました。</p> <p>厚木中学校前の植栽柵と税務署入口バス停付近の植栽柵の一部においては、道路里親制度に登録された団体が管理しています。</p> <p>街路樹の剪定、除草については、引き続き定期的に実施していきます。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■ 中間報告以降においても変更等はありません。</p>
	<p>(2) 松枝自治会長</p> <p>■ シルバー人材センターの前のグラウンドはほとんど使われていないので、年中草が生い茂っている。付近には、若い世代が多く住んでおり、道路上でキャッチボールなどをしていて、そこで、グラウンドをスポーツ広場等に整備して利用することはできないか。</p>	<p>【副市長】</p> <p>■ 松枝2-4の土地は、神奈川県所有であるため市で整備することができないため、スポーツ広場として整備することは難しいと考えられますが、県に当該地の利用目的や市が利用できるかどうか確認してみます。</p>	<p>【社会教育部】 スポーツ推進課</p> <p>■ 現在、神奈川県所管課へ当該地が借用できるか確認していますが、回答にはしばらく時間を要することです。</p> <p>なお、スポーツ広場は、市民の皆様が自主的にスポーツ活動を行う場所として、900㎡以上の敷地を市が整備するもので、土地所有者から無償貸付の承諾等を得た上で、自治会長からの要望により設置します。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■ 県から回答がありましたが、市が県から借用しスポーツ広場等に整備した上で、地元へ貸し出しすることはできないとのことです。</p> <p>しかしながら、地元が有償で直接県から借用することは可能とのことです。</p>